

令和4年度健全化判断比率等(速報値) 財政の健全度を公表

「健全化判断比率」とは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、4つの財政指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)があります。町は、令和4年度の決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の審査に付したうえで議会に報告したため、公表します。

また、町は、令和4年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を、監査委員の審査に付したうえで議会に報告したため、公表します。

公表するのは以下の5つの指標です。

○健全化判断比率 (単位: %)

	用語説明	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合い。	—	14.87
連結実質赤字比率	一般会計に、特別会計(国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計)と企業会計(上水道事業会計・大野神戸インターチェンジ周辺まちづくり整備事業特別会計)を加えた町全体の財政運営の悪化の度合い。	—	19.87
実質公債費比率	地方債(借入金)の返済額等の大きさを指標化した資金繰りの危険度。	5.2	25.00
将来負担比率	地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化した将来財政運営に与える負担の度合い。	—	350.00

○公営企業における資金不足比率 (単位: %)

上水道事業会計	公営企業の資金不足を指標化した経営状況の悪化の度合い。	—	20.00
大野神戸インターチェンジ周辺まちづくり整備事業特別会計		—	

※1 赤字、資金不足がない比率は、「—」となります。

※2 各比率が早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の作成が必要となります。